公益財団法人 高知県人権啓発センター 季刊誌

こころんだより

2023 夏号 Vol.25

こころん

高知城のたもとにある丸ノ内緑地（高知市）が、誰もが楽しめる憩いの場としてリニューアル！新しくなった公園を、高知県に赴任中の国際交流員の皆さんと一緒に、こころんが散策しました。

特集1 令和4年度高知県人権に関する県民意識調査の結果について

特集2 おでかけこころん 高知と世界をつなぐ架け橋に
～ 国際交流員の活躍と多文化共生 ～

令和4年度高知県人権に関する県民意識調査の結果について

文：高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課

はじめに

すべての人々がそれぞれの一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いです。

高知県では、すべての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会をつくるため、5年ごとに「高知県人権施策基本方針」を改定し、人権教育や人権啓発などの取組を進めています。

この基本方針に基づいて、5年ごとに実施されているのが、「人権に関する県民意識調査」です。この調査は、これまでの人権施策の成果や課題などについて点検と見直しを行い、今後の人権施策推進の基礎資料とすることを主な目的としています。

ここでは、昨年7月から8月に実施した最新の調査結果の一部を抜粋してご紹介します。※1

※1：調査は各市町村の選挙人名簿から無作為で抽出した3,000人に、無記名による郵送方式で実施しました。（有効回収数1,333票、回収率44.4%）

県民の人権意識の変化は？

「あなたはこの5年間に、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という設問（※2）では、「ある」が16.2%と、前回（H29）調査より14.9ポイント減少しています。

Q. あなたはこの5年間に、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか ※2

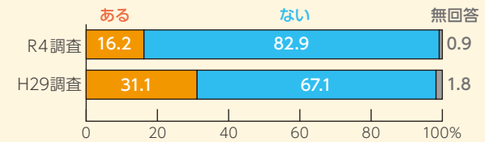

関心のある人権問題は？

「あなたが関心のある人権問題は」という設問（※3）では、最も多かったのが「インターネットによる人権侵害」の55.0%で、前回調査より12.6ポイント増加しました。その次に、「障害者」46.5%（前回調査より-1.1%）、「高齢者」40.9%（前回調査より-2.4%）、「子ども」36.9%（前回調査と±0%）、「女性」35.6%（前回調査より+11.2%）と続いています。過去の調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」の割合が最も増加しており、県民の関心が特に高いことが分かりました。

また、今回の調査から新たに項目に加わった「性的指向・性自認」については、「人権上の問題点は何か」を問う設問で、「差別的な言動をされる」53.3%、「性的指向や性自認などについて、本人の了承なく他人に漏らす」41.5%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」40.9%が回答の上位でした。

Q. 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。（R4年調査） ※3

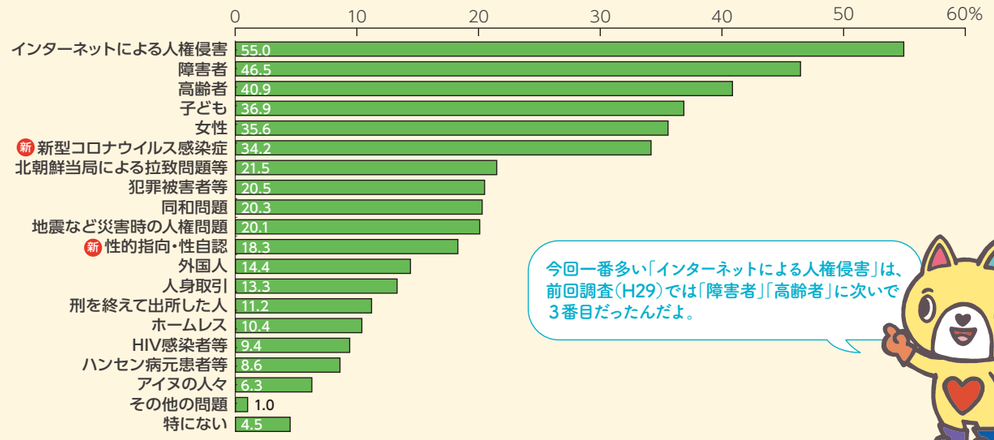

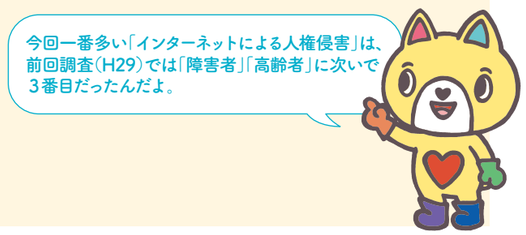

人権を尊重する心や態度を育むために学校で必要な教育は何か

「人権を尊重する心や態度を育むために学校で必要な教育は何か」という設問では、「すべての児童・生徒が『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」が最も高く、65.0%という結果でした。

人権尊重の社会の実現に何が必要か

さらに、「人権尊重の社会の実現のためにどのようなことが必要だと思いますか」という設問では、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」が65.5%と最も高く、次に、「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発や様々な施策を積極的に行う」が38.3%でした。

これらの結果から、人権が尊重される社会に向けて、今後も引き続き、学校や社会など様々な場面で、教育や啓発・研修などの取組を進めていくことが大切だと思われます。

さらなる人権尊重の社会に向けて

高知県では、今回の調査結果も踏まえ、学識経験者や関係機関で構成する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」やパブリックコメントなどでご意見をいただき、今年度末に「高知県人権施策基本方針」の第3次改定を行うこととしています。

皆さんも、ご自身の身近にある人権問題について、ぜひ考えてみませんか。

「令和4年度 高知県人権に関する県民意識調査」 すべての結果はこちらから

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060901/2022081700189.html（高知県人権・男女共同参画課ホームページ）

令和4年10月に高知県が公表した「高知県の人権について」では、インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が続いている実態などを明らかにしたところです。

このため、高知県では、インターネット上において人権侵害を受けられた方のご相談に応じるため、弁護士による無料の相談窓口を、本年4月に開設いたしました。

相談窓口では、弁護士が法的な観点から、インターネット上の差別的投稿や誹謗中傷等に関するアドバイスを対面で行っています。こうした被害に遭われた方は、一人で悩まずにご相談ください。

インターネット上において人権侵害を受けられた方の相談窓口

日　時	毎月第3火曜日 午前9時30分から午前11時30分
場　所	高知県立人権啓発センター4階 研修室
人　数	3人（要予約、お一人40分以内）
対　象	18歳以上の方
申 込 先	高知県人権・男女共同参画課
申込方法	電話 088-823-9805

▶この記事に関するお問合せ先　高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課　☎ 088-823-9804

特集2
おでかけこころるん

高知と世界をつなぐ架け橋に

～ 国際交流員の活躍と多文化共生 ～

国際交流員（CIR）とは、地域における国際交流の推進をサポートするために海外から招致された人材のこと。県や市町村に所属し、様々な国際交流事業の現場で活躍しています。そんな国際交流員の皆さんに、こころるんがお話を聞きました！

お話してくれた人
高知県国際交流員

◀ テオ フイ イン ヴァレリー
Teo Hui Ying Valerie さん
シンガポール出身

オウ シンウ
王 沁雨 さん ▶
中国出身

大川村の小学生と交流（高知市CIR）

海外大使と濱田知事の会談を通訳（高知県CIR）

小学校を訪問した海外公使の通訳（高知県CIR）

ハロウィンイベントで交流（黒潮町CIR）

食のイベントに参加（四万十町CIR）

オンラインツアーに出演（四万十市CIR）

高知県の貿易や観光など国際事業をサポート

国際交流員は、国のJETプログラムという仕組みを通じて地方公共団体に派遣された外国人です。現在、高知県庁には私たちを含めて5人の国際交流員が駐在しており、その出身国は中国、ベトナム、韓国、アメリカ、シンガポールです。私たちの主業務は、外国からの使節などの接遇や通訳、国際関係の資料や刊行物の翻訳などで、そのため近年は高知県にとって重要な位置づけにあるアジア諸国や英語圏の出身者が任用されています。

また、県だけでなく市町村に派遣された国際交流員もおり、ともに語学力や国際文化に関する知識を活かして、世界の国と高知をつなぐ橋渡し役として活動しています。

地域や学校で交流活動も

また国際交流員は、学校や民間の団体が行うイベントなどに参加し、国際理解や他文化共生につながる講演や交流を通じて草の根的な国際交流に取り組んでいます。

例えば小・中・高校などの出前授業では、国際交流員の母国の文化や年中行事などのクイズを出して、日本との違いを知ってもらいます。一例をあげると、学校の新学期。これは国によって全く違い、中国は9月、シンガポールは1月です。子どもたちはそれを聞くとみんなびっくりします。

他にも、小学校なら母国の伝統的な遊びやゲームを一緒にやってみたり、高校なら母国のSDGsの取り組みを紹介する授業をしたりと工夫を凝らし、異文化や多様性を受け入れる素地を育てるお手伝いをしています。

それぞれの国の“あたりまえ”はこんなに違う！

一方で、私たちが日本に来て驚いたこともたくさんあります。例えば中国では、家で晩ご飯を食べた後、みんな広場や公園に行って太極拳やダンスなどの運動をします。だから夜でも街に人がいますが、高知の住宅街の夜はとても静かです。また、中国ではバスや電車の中では仲間同士おしゃべりを楽しみますが、日本では静かにするのが普通です。

他にも、日本では相手と仲良くなるためにその人を褒めますが、そういう文化のない国の人は、例えば「外国人なのにお箸の使い方が上手ですね」と言われたら、逆に壁を感じてしまうことがあります。受け止め方、考え方も様々なのです。

多様な文化や価値観を受け入れて

世界には多民族の国が多くあり、そこでは人種も言葉も宗教も違う人々が一緒に暮らしています。シンガポールもその一つで、中華系、マレー系、インド系など複数の民族がいますが、例えばマレー系のムスリム（イスラム教徒）の人たちの教義に基づいた食事（ハラールフード）や断食などの習慣は、職場や学校でも当然、尊重され、配慮されています。

そんなふうに、自分とは違う文化や価値観に対して否定をするのではなく、理解し、尊重しようとする気持ちがとても大事です。皆さんも外国の人に出会ったら、このことを意識して接したり、話したりしてみてください。

Teoさん＆王さんからの異文化理解クイズ

Q1 シンガポールの面積はどれくらい？
1. 高知県の1/10　2. 高知県の1/5　3. 高知県の1/2

Q2 中国は多民族国家です。民族の数は？
1. 16　2. 36　3. 56

答えはページの右下にあるよ！

自治体における国際交流員の任用状況

（R5年4月1日現在）

アメリカ
イギリス
インドネシア
オーストラリア
韓国
シンガポール
中国
ベトナム
（50音順）

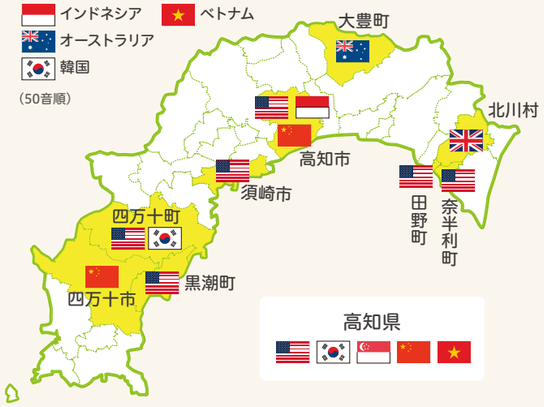

発見こころるん

7月15日 オーテピアで異文化理解のイベントがあるよ！

「多民族国家シンガポールの文化と見所」

- 日　時：2023年7月15日（土）13時～15時
- 場　所：オーテピア4階研修室
- 参加費：無料
- 問合せ：高知県文化国際課 テオ まで
- 申込みはこちらから bit.ly/SGKouza2023

違いがあることに気づくこと、
それを理解し、受け入れることが、
多文化共生社会への
第一歩なんだね！

高知県 文化生活スポーツ部 文化国際課
所在地／高知県高知市丸ノ内1丁目2-20　TEL／088-823-9605

写真協力：高知市、四万十市、四万十町、黒潮町

クイズの答え：Q1の正解は1　Q2の正解は3

7月10日から20日までは「部落差別をなくする運動」強調旬間です

7月13日(木) 14:00～16:00 ※開場13:30～　講演会

第50回「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業
講演会「3つの壁を打ち破ろう！ －部落差別、まだあるの？どこにあるの？なくせるの？－」

手話通訳あり　**参加費無料**　**定員120名**（予約優先）

講師　**奥田 均**（おくだ ひとし）さん（近畿大学名誉教授）

会場　**高知県立人権啓発センター 6階ホール**

講師紹介　関西大学文学部教育学科卒業。関西外国語大学助教授、近畿大学人権問題研究所教授などを経て、2021年4月より近畿大学名誉教授。博士（社会学）。現在、差別の法規制問題に取り組んでいる。著書に『部落差別解消推進法を学ぶ』（解放出版社）など多数執筆。

■「部落差別をなくする運動」強調旬間とは
高知県では、昭和44年7月10日に「同和対策事業特別措置法」が施行されたことにちなんで、7月10日から20日までを「部落差別をなくする運動」強調旬間と定めています。

■「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました。同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

同和問題の解決に向けて

部落差別(同和問題)は「そこに生まれた」というただそれだけの理由(本人には責任のないこと)によって、人間として幸せに生きる権利や自由を侵害され、社会的に不利益を受けてきた問題です。

この問題について、高知県が令和4年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、「現在でも部落差別はあると思いますか」との問いに、回答者の7割を超える方が「いまだにある」と答えています。

これまでも、国や県、市町村や様々な団体などにおいて、同和問題の解決を図るための取組が行われてきていますが、7月13日には高知県と高知県教育委員会、(公財)高知県人権啓発センターの主催で、第50回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業として、講演会を開催します。皆様もこの機会にぜひご参加ください。

「令和4年度高知県人権に関する県民意識調査」より抜粋
Q. 現在でも部落差別はあると思いますか？

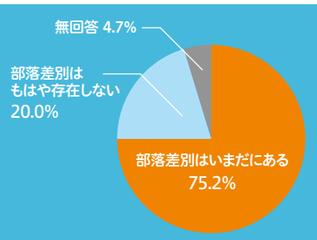

8月6日(日) 13:30～15:00 ※受付13:00～　上映会

令和5年度　人権啓発研修　第1回ハートフルセミナー

映画「たゆたえども沈まず」上映会

参加費無料　**定員120名**（予約優先）

会場　**高知県立人権啓発センター 6階ホール**

作品紹介　**東日本大震災後、忘れえぬ10年間の記録**
テレビ岩手のカメラが撮り続けた1850時間の映像から紡ぐドキュメンタリー映画
（令和3年度文化庁芸術祭のテレビ・ドキュメンタリー部門「大賞」（最高賞）を受賞）

＜映画製作にあたって＞（企画・製作：テレビ岩手）
被災地の放送局として、カメラを向けた責任を持つものとして、膨大な映像と人々の想いをどう生かしていくのか―。そんな想いを込めて、東日本大震災の映画を製作しました。
この映画には、震災から10年を経た被災地と、そこに住む人々、それぞれの10年の真実が刻み込まれています。

■ 2021年/日本/80分/ドキュメンタリー　© 2021テレビ岩手

お申込み・お問合せは…
公益財団法人 高知県人権啓発センター　〈開所時間〉月～金 8:30～17:15
TEL 088-821-4681　FAX 088-821-4440　Eメール center@kochi-jinken.or.jp
【申込方法】電話・FAX・Eメールで、以下の情報をお知らせください。
氏名／参加人数／代表者の連絡先（日中に連絡の取れる電話番号かメールアドレス）

募集　令和5年度人権ふれあい支援事業について

高知県内のNPO、ボランティア団体及び民間の団体等が人権意識の向上を目的とした事業を行う場合、その経費について予算の範囲内で支援をしています。　※令和5年度予算総額60万円

【募集期間】6月12日(月)～7月21日(金)
【支援決定】審査会の審査を経て、8月上旬に通知します。

【事業区分】次の区分により申請を受付け、支援対象事業及び支援金額を決定します。

区分	支援金額・支援率
① 申請金額が5万円以下の事業	全額（支援対象外経費を除く）
② 申請金額が5万円を超える事業	1事業当たり上限20万円／支援対象経費の80%以内

★5万円以下の事業は、人権メッセージや人権標語を入れたイベントポスター作成など、様々な事業にご活用いただけます。お気軽にご応募ください。

実施要領及び申請書はホームページよりダウンロードできます。詳細をご確認の上、申請書を郵送またはご持参ください。

出張します　人権研修のための出前講座（講師派遣料無料）

自治体や地域住民・企業・団体などが実施する様々な研修や学習の場に、講師を派遣しています。
お気軽にご相談ください。
★ **令和4年度は771回の研修を行い、5,560人が受講しました。**

貸出します　「こころるん」の着ぐるみ・紙芝居（利用無料）

人権について楽しく学び、身近に考えてもらえることを願い、こころるんの着ぐるみやオリジナル紙芝居とパペットのセット貸出しを行なっています。

オリジナル紙芝居+パペット

じんけんライブラリー情報

所蔵数（R4年度末現在）
■図書　9,551冊
■DVD　365本
■ビデオ 237本

「じんけんライブラリー検索」はこちら
所蔵図書・DVDの検索ができます。ぜひご利用ください。
http://www.kochi-jinken.or.jp/lib/

じんけんライブラリーでは、人権啓発DVD(VHS)やパネル、図書(専門書からコミックまで幅広く所蔵)の貸出を行っています。

図書紹介【テーマ／災害と人権】

ただいま、おかえり。3.11からのあのこたち
石井 麻木 写真・文（世界文化社）
「月命日にひとりでいたくない」その声をきいてから、毎月11日に訪れることに決めました―。2011年から12年間、毎月東北に通い続ける写真家が、なにげない日々のたいせつさと生きるメッセージを伝える写真絵本。

震災を語り伝える若者たち
みやぎ・きずなFプロジェクト
瀬成田 実 著（かもがわ出版）
震災学習で子どもたちは友と出会い直し、被災者から勇気をもらい、Fプロジェクトという有志チームを立ち上げた。2015年4月に宮城県七ケ浜町立向洋中学校に入学した子どもたちの6年あまりの学びと成長の記録。

やっぺす！ 石巻のお母さん、まちづくりに奮闘する
兼子 佳恵 著（英治出版）
「やっぺす」（いっしょにやろう）を合言葉に、多くの人に「被災地」として記憶された石巻で、10年間復興支援に取り組んできた、地元に住む「普通のお母さん」たちの言葉を紡ぐ。著者と池上彰との対談も掲載。

新着DVD紹介

STOP！DV 本当の自分をとりもどす（㈱ドラコ）
第1巻 DV被害者にならないために（29分）
第2巻 DV加害者にならないために（27分）

「ヤングケアラー」とは何か ～子供を支えるために、今できること～
（25分/㈲十影堂エンターテイメント）

わたしと人権 ドラマで学ぶ人権問題の事例集（㈱ドラコ）
人権問題に直面したとき自分ならどうするか？ さまざまな事例を通して考えてみましょう。
第1巻（26分）
1.ジェンダー　2.障害者　3.セクシャルハラスメント　4.高齢者虐待
5.同和問題　6.発達障害　7.こどもの虐待　8.精神疾患
第2巻（24分）
1.DV　2.外国人　3.HIV　4.インターネットいじめ
5.ホームレス　6.パワーハラスメント　7.いじめ
8.性同一性障害

カランコエの花（39分/中川 駿 脚本・監督・編集）
LGBTをテーマに国内の映画祭でグランプリ6冠を含む計13冠を受賞した話題作。キャスト：今田 美桜・永瀬 千裕・笠松 将・須藤 誠ほか

こころんだより
vol. 25
2023 Summer

NEWS 1

令和5年度の人権啓発ポスターができました！

人権は、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利です。「人権を、一人ひとりの心で育みましょう」というメッセージが込められています。

NEWS 2

【掲載内容】
- 差別問題に「中立」はない
  〈同和問題〉松村 元樹
- 共に生きる社会の実現へ
  〈HIV感染者等の人権〉田沼 順子
- 共に笑える日本に
  〈外国人の人権〉にしゃんた
- 犯罪被害者等の人権を守る
  大岡 由佳
- インクルーシブ教育を考える
  〈障害者の人権〉坂井 聡
  … など

New！「人権コラム集～心呼吸～」

令和3年度から4年度にかけて高知新聞に掲載した「人権啓発シリーズ」（様々な人権に関するコラム）14回分と、「こころんだより」の特集記事を収録しています。ぜひご活用ください。

☆ ご希望の方にはお送りします。ご連絡ください。

ご利用案内

6F ホール （収容人員 270名 机併用の場合は180名）

講演会、研修等のイベントにご利用ください。

利用時間　9:00～21:00 （年末年始を除く）

基本使用料（平日）			平日時間外	土・日・祝日
午前	午後	全日	1時間あたり	
9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00		
8,650円	11,570円	18,210円	4,330円	

- 冷暖房使用料 … 1時間 / 620円
- 時間区分には、準備・片付けに要する時間を含みます。
- Wi-Fiも利用できます。

6F ホール

5F じんけんライブラリー

1F 入口看板

5F じんけんライブラリー （利用無料）

人権に関する図書、視聴覚教材、パネルの貸出を無料で行っています。
ホームページ内の「じんけんライブラリー検索」では人権課題別の蔵書検索もできます。

利用時間　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　9:00～17:00

利用方法
- 初回ご利用の際に、利用カードを発行します。
- 直接ご来館できない場合は、送付もいたします。（送料は利用者負担）

	図書	ビデオ・DVD	パネル	団体図書
貸出限度	5冊以内	2本以内	3セット以内	50冊以内
貸出期間	2週間以内	2週間以内	1ヵ月以内	1ヵ月以内

団体図書貸出（こころんブック便）について

小・中学校、高等学校ほか、地域や団体、イベント開催などにあわせて、様々な人権問題についての図書の団体貸出を行っています。ご希望の図書について、お気軽にご相談ください。

4F 視聴覚室 （利用無料／収容人員 48名）

人権に関する研修等にのみ使用できます。

「こころん」は高知県人権啓発センターのマスコットキャラクターです
★ 着ぐるみの貸出もしています

令和5年6月発行（年4回発行）
発行：公益財団法人 高知県人権啓発センター
制作・印刷：有限会社ファクトリー

公益財団法人
高知県人権啓発センター
ホームページ: www.kochi-jinken.or.jp

Webで情報発信中！

［事務局］〒780-0870 高知県高知市本町4丁目1番37号 高知県立人権啓発センター 5階
TEL：088-821-4681 / FAX：088-821-4440 / E-Mail：center@kochi-jinken.or.jp
〈開所時間〉月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

●とさでん交通 バス・路面電車「高知城前」で下車・徒歩3～5分